

長野・特養あずみの里「業務上過失致死」事件裁判

公判を再開し、真実に目を向けた裁判を求めます

特養あずみの里「業務上過失致死」事件（平成31年（う）第791号）で東京高裁刑事第6部は、弁護側が申請した証拠及び証人申請を棄却し結審（審理終了）しました。

弁護団が控訴審で提出した3通の医学意見書は、高裁に審理が移った昨年8月に検察から弁護団に開示された証拠も含めて検討の上作成されたものであって、被告人にとって一審判決の「事実誤認」を証明する重要な新たな証拠です。

この証拠は、Kさんの死因にかかわる重要なものであり、これを審理しようとする裁判所の対応は、責務放棄と言わざるを得ません。前述の意見書を作成した脳の専門家の医師たちは、Kさんの死因は脳梗塞との見解を示しています。専門家の意見に耳を傾けることをしようもしない裁判所の決定に対し、私たちは怒りをもって抗議します。

真実に目を背け、耳をふさぐような裁判所の態度は、国民が公正な裁判を受ける権利を侵害し、裁判所が冤罪を作り出すことにもなります。同時に、被告とされている山口さんの人生を大きく左右するもので、到底容認できるものではありません。

事件の真相を明らかにするため、公判を再開して証拠及び証人の採用を行い、公正な裁判をおこなうことを求めます。

2020年 2月 / 日

東京高裁刑事第6部

大熊 一之 裁判長 殿

団体（氏名）

所在地（住所）

〒380-0928 長野市若里1-5-26
長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫
TEL 026-226-0086 FAX 026-226-8698